

理事会及び評議員会規程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ダイバーシティ研究所（以下「この法人」という。）の定款に基づき、理事会及び評議員会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 理事会

(理事会の構成と機能)

第2条 理事会は、理事をもって構成する

2. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事会の総数の3分の1を超えてはならない。
3. 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
4. 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 評議員会に付議すべき事項
 - (2) 評議員会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他この法人の業務の施行に関する事項
5. 理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う。

第 3 章 評議員会

第3条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う。

附 則

この規則は、令和7年5月30日から施行する。（令和7年5月16日理事会決議及び令和7年5月30日評議決議）